

# 申請書に重大な錯誤

## 「耕作権解除」の畑の位置特定で 公図との違いは歴然

成田市の全農業委員に訴えます

書類を徹底的に調査し即刻却下すべきです

農業委員の皆さん。市民の皆さん。

NAA(成田空港会社)が天神峰の専業農家から取り上げようとしている農地をめぐり、農業委に提出された申請書に重大な錯誤(誤り)があることがわかりました。航空写真による畑の位置の特定が、法務局の公図とまったく違っているのです。

こんなデタラメな書類が、まともに調べることもされず、申請からわずか2週間で県知事に送付され、農地がと

りあげられてよいのでしょうか！

日には、委員会の数名が畑を視察しましたが、境界確認はおろか立ち入ることとせず、わずか30秒間、路上からながめて帰る始末。こんなことで、農民と農地を守るべき農業委が、どうしてもその職務を全うできるでしょうか。

### ●苦勞の末に荒れ地を開墾

問題の農地は天神峰の専業農家・市

東孝雄さんの祖父の市太郎さんが、大

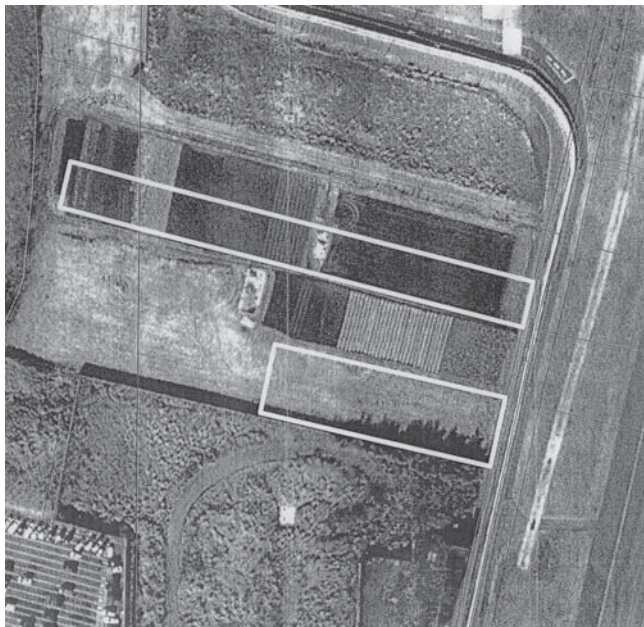
正時代に苦勞して原野を拓いた農地です。農地解放で無条件に自作地となるべきでしたが、解放が適切に行われず、不当に小作地とされた畑です。

旧地主が空港公団(現NAA)に、耕作者の市東さんには無断で売り渡したことから、NAAが地主となって「農地を返せ」として、農業委に許可を求めてきたのです。

農業委が農家を守る立場でなければ

どうして耕作権が守れるでしょうか!!

開墾から親子3代90年、守り続けた農地



NAAが申請書に添付した航空写真による位置の特定図。白く囲ったのが小作地とされ地番が付されているが、法務局の公図とまったく違っている

この農地については、買収自体が違法です。今から18年も前に、耕作者にまったく知らせることなく非農耕者である空港公団が、旧地主から買収していたのです。この事実を耕作者本人が知ったのは、実に15年後の新聞報道でした。登記もされず、ひた隠しにされ、地代も何食わぬ顔で旧地主が受け取っていました。農地は単なる土地ではなく、戦後の解放運動が生み出した農地法によって守られています。成田市農業委員会は、その本旨に立ち返り、即刻却下すべきです。間違っても今日の総会で拙速決定し、かつてと同じ流血の強制執行に道をつけてはなりません。

7月24日

三里塚芝山連合空港反対同盟

(連絡先) 事務局長・北原鉦治 成田市三里塚115